

公布された規則のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 29 号）

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年佐賀県条例第 32 号。附則第 1 条第 1 号から第 4 号までに掲げる規定を除く。）の施行期日は平成 28 年 4 月 1 日とし、同条第 1 号に掲げる規定の施行期日は平成 29 年 1 月 1 日とし、同条第 2 号に掲げる規定の施行期日は平成 29 年 4 月 1 日とし、同条第 3 号に掲げる規定の施行期日は平成 30 年 1 月 1 日とし、同条第 4 号に掲げる規定の施行期日は平成 30 年 4 月 1 日とする。

狩猟税証紙徴収規則等の一部を改正する規則（規則第 30 号）

- 1 行政不服審査法が改正されたこと等に伴い、次に掲げる規則に定める通知書等の様式について所要の改正を行うこととした。
 - (1) 狩猟税証紙徴収規則
 - (2) 事業税減免規則
 - (3) 佐賀県税条例施行規則
 - (4) 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則
 - (5) 佐賀県核燃料税条例施行規則
- 2 申請による換価の猶予制度が創設されたこと等に伴い、換価の猶予申請書等の様式を定めることとした。
- 3 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。